（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

第三条　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　［同上］
［一～十五　略］	［一～十五　同上］
十六　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。	十六　賃貸等不動産　たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。
十七　使用権資産　リースの対象となる資産を使用する権利をいう。	［号を加える。］
十八　ファイナンス・リース　契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第五十七条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。	［号を加える。］
十九　所有権移転ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。	［号を加える。］
二十　所有権移転外ファイナンス・リース　ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。	［号を加える。］
（資産の内容）	（資産の内容）
第二十七条　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	**第二十七条**　［同上］
一　次に掲げる資産　流動資産	一　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの	［号の細分を加える。］
ホ　所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの	［号の細分を加える。］
［ヘ～タ　略］	［ニ～カ　同上］
二　次に掲げる資産（イからトまで及びリに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）　有形固定資産	二　次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）　有形固定資産
［イ～チ　略］	［イ～チ　同上］
リ　使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）	［号の細分を加える。］
ヌ　［略］	リ　［同上］